

令和4年度第3回茨城県消費生活審議会議事録

1 日 時 令和5年3月24日（金） 午前10時30分から午前11時50分まで

2 場 所 茨城県水戸生涯学習センター3階大講座室

3 出席者 消費生活審議会委員

阿久津 正晴、荒木 雅也、飯村 裕子、稲垣 照美、稲葉 伸子、
鴨川 隆計、高木 英見、鶴長 義二、等々力 節子、中本 義信、
藤原 正子、矢口 みどり、鷺田 美加、松橋 裕子

（欠席：岩下 由加里）

以上14名

県側

生活文化課 課長 須能 浩信、課長補佐 青山 勇一 他4名

消費生活センター センター長 加藤 浩充 他1名

高校教育課 指導主事 戸邊 裕樹

4 議事の経過及び結果

(1) 審議会成立の報告

青山課長補佐は、茨城県行政組織条例第26条第3項の規定に基づき、委員総数15名中14名の出席があり、本審議会が成立する旨を報告した。

(2) 議事録署名人の指名

須能課長は、仮議長として議事を開始するに当たり、等々力節子委員及び中本義信委員を議事録署名人として指名し、両委員はこれを了承した。

(3) 委員長及び副委員長の選出

須能課長は、茨城県行政組織条例第25条第2項の規定により、委員長及び副委員長の選出について各委員に諮ったところ、事務局案を提示してほしいとの意見があり、他の委員もこれに同意した。

事務局は、委員長を阿久津正晴委員、副委員長を荒木雅也委員とする案を提案した。

須能課長は、同案について各委員に諮ったところ、満場異議なく承認され、委員長に阿久津委員、副委員長に荒木委員が就任することが決定した。

(4) 第2回消費生活審議会における御意見への対応について 【資料1】

<各委員及び事務局等の発言概要>

(委員)

- ・毎回、会議で発言された内容をお引き受けいただき、それについて丁寧に回答いただけるということが、会議が形骸化した場ではなく、一緒に茨城の消費生活を良くしていこうという共通のミッションの下、対等な対話の下で行われていることを実感する。

また、そのことが、結果として、啓発、広報あるいは消費者教育の推進につながっていると。このような形で継続していただくと大変ありがたい。

- ・資料2の1の(2)、消費者庁作成の消費者教育教材、「社会への扉」の活用について、教材はクイズ形式になっており、高校生がわかりやすく受けとめられる内容で、素晴らしい。こういう教材を、人を介して授業や行事等の中でお知らせいただくことが大事だと思う。
- ・これは高校生を対象とした教材と聞いているが、中学生向けの教材というものはあるのか。なければ、この教材を中学生にも周知してもらえると有効活用できるのでは。

(事務局)

- ・こうしたデジタルコンテンツについては、子どもたちの一人一台端末から自由に検索することができるため、今後、中学校等に向けて周知することを検討して参りたい。

(委員)

- ・一つ目、資料2の2、金融経済教育の県としての位置付けについて。
例えば不動産の取引について注力するとか、あるいはネットとかデジタル時代における問題に焦点を当てるとか、あるいは最近の問題でいうと、例えば宗教ビジネスといった事例もあり、そういう部分に焦点を当てるといような考え方もあると思うのだが、県の教育庁としては金融教育、金融経済教育に重点的な目標設定をしているということか。
- ・二つ目。同じ資料の1番で、高等学校の1年生、2年生の学習状況が書いてあるが、私ども大学人の最近の問題意識として、推薦入学が増えてきている結果、3年生の後半にあまり勉強せずにきている子どもがいる、と感ずることがある。
受験成果が出た子たちについても、手綱を緩めずに、勉強してもらえるとありがたいと考えているが、3年生の後半時に、一つの課題として、消費者教育を重点的に学習させることは一つのアイディアじゃないかな、と考えている。これについてご意見などをお聞かせいただきたい。

(事務局)

- ・一つ目の金融経済教育については、学習指導要領の中で「金融教育」というワード自体は出てこないが、金融について触れるという形で、学習指導要領の方に明記されており、公民科、家庭科、商業科など、様々な教科の中で幅広く横断的に学習を進めている。各学校とも、家庭科だから、公民科だから、という縦割りで実施するわけではなく、本当に子供たちにとって必要な学習であるというところで、幅広く携わっている。
- ・二つ目、3年生の学習についてのご指摘について。
学習指導要領の中では、学習する順番というものが決められており、成年年齢引下げに伴い、消費者教育に関しては早い段階から子どもたちに学習を進めていく、というところ。それだけ子どもたちにも必要な内容である、ということが我々の認識。
- ・各学校で、3年生後半の部分に関しては取組状況が異なっているが、個人的な意見としては、3年生の進路が決まった後、各学校では、卒業後の準備として、外部講師を呼んだ講演会や、社会に出るための意識づけなども行っていると認識している。3年間を見通した学習指導計画に、できるだけ消費者教育も取り入れながら、入学から卒

業まで気を抜くことなく、学校生活に取り組めるような形で、県としても検討していきたい。

(委員)

- ・資料1、Twitter、LINEについて、他県ではどういった好事例があるか、というのは調べているか。また、SNSのリアクション数といったことも、他県の状況など分かれば教えてほしい。
- ・資料2について。令和5年度の金融教育研究校について、2校指定しているということだが、これは県教育庁が毎年2校だけ決めるということなのか、2校としていることの意味合いについて教えてほしい。

(事務局)

- ・SNS等の他県での取組について、LINEでの相談受付やLINEでの広告は、消費者庁の方で昨年末実施しており、一昨年も実施している。まだ今年度の結果は出てきていないが、成果として、多くの広告へのアクセスがあったというのは聞いている。
- ・Twitterの他県での取組について、京都府や徳島県などは非常に多く投稿がなされている。私どもは年間150回程度投稿しているが、それと同等以上の投稿がなされているというのは把握しているところ。
- ・金融教育研究校については、県の金融広報委員会から、毎年2校推薦を、と依頼があり、推薦をしている。金融広報委員会から予算をいただき、それをもとに各学校で実施している。

研究指定校になった学校では、公開資料等を作成し、広く県内に取組状況を周知しているが、もし取組の拡大というところであれば、県から指定する学校を増やすとか、そういったところは検討していきたいと思っている。おそらく予算の関係もあるのかな、というのがこちらとしての認識。

- ・補足すると、先ほどの、2校の意味、なぜ2校なのか、というのは全くその通り。研究校に指定された学校が、他の学校へも何らかの好展開ができれば、研究校に指定されなくても同等の効果を広げていくことも可能だとも思える。

次回の審議会までお時間をいただきたいのだが、これが本当にこれでいいのかとか、予算の話は理由にはならないので、そういったところも含めて少し検討する時間をいただきたい。今はそういう状況だが、しっかり令和5年度初めに、このことは整理していきたいと思う。

(委員長)

- ・再度確認していただくことでよろしいか。

(事務局)

- ・はい。

(委員長)

- ・学校での教育について、金融経済教育などのように積極的に社会を回していきましようという教育も当然大切だと思うが、その反面、取引の危険性、場合によっては知らないうちに自分が加害者になったり、そういう両面がある中で、どうバランスをとって、どのような配慮をして教えているのかを教えてほしい。

(事務局)

- ・消費者トラブルについては、公民科や家庭科で、実際に生徒の身近なものを捉え、一事例を挙げながら、授業で説明をしているところ。また、外部講師、専門家の方を呼ぶなどして、危険性についての詳しい説明等も学ばせている。

(委員)

- ・質問だが、消費者教育は、コマとしては何時間ぐらい割いているのか。

(事務局)

- ・各学校で年間指導計画を作成しており、家庭科だと家庭基礎で週2時間、公民科の公共で週2時間程度、その中で、消費者教育のコマ数に関しては各学校によって異なってくる。

(委員)

- ・具体的事例を踏まえて教えているということで、実際に消費者トラブルに合わないための効果、理解度であるとか、そのあたりのフィードバックが今後できれば、本当の意味での教育効果が図れるのでは、と思った。

(事務局)

- ・高校2、3年生は前段階の学習指導要領、令和4年度の1年生については、新しい学習指導要領となっている。消費者教育については、この新学習指導要領の中で全面的に関わっている部分もあるので、各先生方が指導していると思う。

(5) 令和5年度の主な事業について

<各委員及び事務局等の発言概要>

(委員)

- ・境町と五霞町、相談率の低いところがまだ残っているというところで、なぜここだけが特に低いのか。

(事務局)

- ・境町・五霞町については、相談人配置日数が月2回程度となっている。他の市町村は、基本的には週4日以上相談員を配置して行っており、いない日に関しては、複雑な相談などは、県センターに電話を回しているという状況。県民の方々にとっては、身近な市町村で相談ができない状況ということになっているため、私どもとしてはこの2町の受付率向上を図っていきたいと考えている。

(委員)

- ・ということは、相談員を置いている日数が、この二つだけが少ないというのが一番大きな原因だということか。

(事務局)

- ・はい。昨年の段階では5町あったが、3町は今年度から週2回以上の相談員配置を行っており、大分伸びてきている状況だが、この2町だけが月2回と、配置が低い状況。

(委員)

- ・町の考え方というものもあるのだろうが、ただ、予算の話もあるので難しいのか。

(事務局)

- ・予算については、地方交付税で、必要な経費の部分は税収で不足分を補填するという

仕組みになっているが、この二町は、交付税を消費者行政以外のところに使っているということになる。そういうところもきちんと首長さんまで理解してもらい、本当にこれでいいのかどうか促すとともに、国の交付金も、こうした体制整備のところに使うこともできるので、そのあたりの助言をしながら、何とかやる気になってもらいたい。窓口に来た人、窓口で電話があった人は地元で受けてもらうことの働きかけを続けていく。

(委員)

- ・今度とも積極的に今の状況を解消するようにやっていただくということによろしいか。

(事務局)

- ・はい。

(委員)

- ・若年層の消費者被害の防止について、県では、中学校など、高校より下の教育については、市町村に投げかけているのか、そのあたりの仕組み・教育体制はあるのか。

(事務局)

- ・中学校については、学習指導要領の改訂に伴い、高校で学んでいたものが中学校に下りているものがある。消費者教育については、具体的に授業の場面場面において、例を出しながら子供たちに学習をさせていると思う。
- ・中学校については、金銭の管理について新設されたところで、キャッシュレス化やインターネット販売、そういった事例を取り上げた中での学習となっている。それから、「社会への扉」等、そういった教材の活用については、こちらで一度調べさせていただき、次回、返せるようにしたいと思う。

(委員)

- ・5ページのエシカル消費の普及啓発のところ、新たに小売店等に掲示できる啓発ポップを作成配布し、消費行動が行われる場での啓発を行う、とあるが、消費の現場で情報を受け取るというのは非常に訴求力があると思い、非常に関心を持った。もう少し詳しく教えてほしい。
- ・また、前回、エシカルキャンペーンについても、ぜひ継続していただきたいという話をしたが、継続予定ということで大変うれしく思っている。私も、毎月キャンペーンに応募したところ、一度当選し、エシカル商品であるチョコレートが届いた。現物を手にとることで、エシカルな商品についての認知が高まり、学びが高まった。次年度もそういう経験をされる方が一人でも多くいると、県民への周知というのが高まっていくのではないかと思う。

(事務局)

- ・ここにある小売店等に掲示できる啓発資材というのは、商品の陳列棚のところに掲示できるものを作成し、県内の大手スーパーさんなどに置かせていただくように進めていきたいと考えている。夏頃ぐらいまでには、できると考えている。また、エシカルキャンペーンも、引き続き、来年度もやっていきたいと思っているので、ぜひ委員の皆様にもご参加いただきたい。

(委員)

- 資料3の2ページ目、市町村相談窓口への助言指導のところの、オンライン等により支援を図っていく、という部分で、オンラインで相談が難しいのはなぜかという、契約書が見れない、書面がない、相談内容が把握できないところがある。ご本人が来ていればそこでコピーを取ったりして、それをセンター間でFAXしたりできると思うが、オンラインの相談を充実させるためには、スキャナーで読み取れるような体制を並行して準備いただいたほうがよいのでは。私も、FAXで送ってもらい、字がつぶれて読めないから後でまた郵送で送ってもらう、といったことがある。オンライン相談ができるような体制、というところでは、スキャナーが使える体制もあるといいのかな、と感じた。

(事務局)

- オンラインの際には、パソコンで会議機能を使いながら、相談を受けているところ。書面のやりとりに関しては、多くの市町村でスキャナーもあるので、そこが問題になった事例はないが、今後もスムーズにやりとりできるように進めていきたい。

(委員)

- 子供への教育について、やはり小学生あたりが一番大切だと思っている。特に高齢者の被害の問題についても、小学生が学んで、おじいちゃんおばあちゃんに、注意してね、と言うと、意外と孫の言うことは聞くと。小学生は素直ですから、素直にそういうことを学んで周りに話をする、そういうことのほうが、より効果があるんじゃないかな、と思っている。消費者団体や民間団体、いろんなところで、小学生だとか子どもたちに対していろんなことを教えよう、という動きもあり、我々の生協連の会員生協の中にも、学校教育に対していろんなプログラムを作って、こういうことをやってみませんか、講師派遣しますよ、と。資料も無料で作ってくれる。そうした取組をしている団体は結構あるので、そういうものをしっかり把握していただいて、そこと連携をすると。何も県の方でやらなくても、団体をお願いをして、ということであれば、いろんな取組も進んでいくと思っている。そのあたりの検討をお願いしたい。

(委員)

- 先ほどのご質問に関連するのだが、オンラインというのは、相談者が来られたら、担当者がつなぐようになっていっているのか、それとも、個人個人が、つないでいただけるのか。また、接続のシステムは、何を使っているのか。Teamsとか、Zoomとか。

(事務局)

- 市町村と、県センターとで、Webex でつないで対応している。

(委員)

- それならば、資料はスキャナーで取り込んでPDFにしておけば、いつでも、画面の中に出せるので、映しながらできると思うが。

(事務局)

- Webex であれば映すこともできるので、そういう対応もできるかと思う。うまく使いこなしながら、県センターの方でも、徹底して引き続きやっていきたいと思う。

(委員)

- ・資料3の1ページ、重点課題の下から4行目に、出前講座実施という項目がある。これはとても重要な意味を持っているのでは、と推測したのだが、この内容はどのようなものか。その内容が共通であったり、また講義の内容が標準化されていたりということがあれば、年を経るごとに精度が高まっていくのでは、と考えている。
- ・次に、この項目の下から3行目に、令和7年度までに全校実施、と書いてあるが、ここでいう全校というのは、就職する生徒の多い高校や専門学校に限るのか、それとも受験校も含むのか。
- ・あわせて、もちろん私自身も、就職する生徒が多い高校、それから専門学校などにおいて重点的にこういった講義をすることは素晴らしいことと思っているが、受験校でもやって悪いということはもちろんないわけで、受験校における取組についてどのような考えを持っているのか、というところについて伺いたい。

(事務局)

- ・まず、出前講座の内容は、成年年齢引下げに伴う契約関係や、悪質商法に関する対応、まずはそういったところが中心になるかと思うが、講座の開催に当たっては、県センターと学校とで、内容について調整し、各学校で希望される内容に沿ってやっていきたいと考えている。
- ・次に、全校実施の件については、今回、就職する生徒が多い高校や専門学校をまず優先的に進めていきたいと考えている。
- ・受験校に対する取組について、働きかけ自体は、すべての学校に周知しているほか、これまでにいくつかの学校では実施した実績もあるので、引き続き継続してやっていただけのような働きかけを進めている。受験校だからやらなくていいということではなく、すべてやっていきたいと思っている。

(委員)

- ・2ページの開設日について、平日は9時から5時、それから日曜の9時から4時ということで、日曜日の相談員の人数の調整というのは、相談の件数などをみて変えているのか。

(事務局)

- ・日曜日は、相談員3名体制で相談を受けている。件数は、大体平日だと平均20件程度あり、日曜日でも20件弱ぐらいの相談が来ている状況。現在、県のセンターには12名の相談員が在籍しているが、順番で日曜日当番になり、相談対応をしている。

(委員)

- ・日曜日もやっているということで、消費者には本当にありがたいことと思う。

(議事終了)